

令和8年 4月 1日

浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様

議員名 沖田 真治

## 調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

### 記

1. 期 間 令和8年3月26日

2. 調査研修内容

再生可能エネルギー事業に関する条例の制定背景、制度内容及び運用の考え方を把握し、本市における制度検討の参考とするため。

3. 研 修 先

松江市学園南1丁目20-43番地 松江市環境エネルギー部

4. 調査経費 3,825円

高速料金 420円 (浜田東～江津) 往復

1,080円 (斐川本線～松江玉造本線) 往復

燃料代 (移動距離 往復250キロ 25Lのガソリン代) 2,325円

5. 調査研究活動の概要

別紙のとおり



## 【視察研修の概要】

### 1、松江市再生可能エネルギー発電事業と地域の調和に関する条例

#### (1) 条例制定の背景

再生可能エネルギー発電事業を巡る住民トラブルの顕在化や、住民説明会における混乱等を契機として検討が進められ、令和6年度から準備を始め、令和7年度に条例制定された。

#### (2) 条例の基本的な考え方

本条例は、国のガイドラインの確実な履行を前提としつつ、地域の実情に応じた調整機能を付加したものである。単なる規制ではなく、基準を満たさない計画を排除するとともに、適正な事業については行政が関与し、一定の信頼性を付与する仕組みとして設計されている。

#### (3) 条例の主な機能

許認可制度の導入により、事業の計画段階から行政が関与できる体制が整えられている。また、住民説明の充実や維持管理に関する報告義務を通じて、事業開始後も継続的に状況を把握する仕組みが設けられている。これにより、行政が事業者に対して意見を述べ、指導を行う根拠が明確化された点は大きな特徴である。

#### (4) 制度運用の考え方

本条例は地域調整を主眼とし、建設基準等の技術的事項は国及び島根県の所管とされている。また、住民の賛否を直接問う制度は設けず、説明及び協議を通じた理解形成を重視する運用がなされている。

#### ○ 所感

本条例は、不適切な事業を排除しつつ、一定の基準を満たす事業については行政が関与し信頼性を付与する制度として構築されており、実効性のある仕組みとして評価できる。また、許可制度の導入や住民対応の強化により、地域との調整機能が一定程度担保されている点も特徴的であった。

一方で事業者の変更に伴う責任の所在や、将来的な設備の処分・放置といった課題については、国の法律整備によって解決すべきであり、条例により担保されるものではなく、住民の不安を完全に払拭するまでには至らないことが現実である。

自治体により適正に運用される再生可能エネルギー事業でない限り運用できない仕組みを作り上げることで全国的に問題となっている。野放図に運営しようとする再生可能エネルギー発電事業は、条例がない地域においては進出しやすく、住民や利害関係者となる農業・漁業者との合意形成を得ようともせず計画を推し進めてくるケースも十分に想定されトラブルを引き起こす事例が本市でも数件起きていることから、野放図な事業計画に一定の歯止めが必要であり、本市においても早急な条例制定が求められる。